

行政改革推進本部
独立行政法人・特別会計委員会
報告書

改革の目的

独立行政法人制度施行後10年を経て、これまで数多くの成果を挙げてきた一方、組織・運営における自律性・裁量性やインセンティブが機能していない、国民に対するコンプライアンスが的確に果たされていないなどの課題が指摘されている。

これら課題を克服し、国民の信頼を確保するため、わが党は第一次安倍内閣において制度・組織全般にわたる改革に着手したが、その実現をみることなく政権交代を迎えた。しかるに、民主党政権下においては政治的なパフォーマンスとして、法人やその業務の必要性を十分に議論することなく、廃止ありきで偏向的な議論が進められ、数合わせのための統合や合理的理由のない特殊法人化など機械的で乱暴な見直し方針が策定された。

このため、わが党は責任与党として、民主党政権下の見直し案を白紙に戻し、各々の法人の現場の声を聞き、実態を的確に把握した上で、地に足のついた真の行政改革を推進することとした。

今回の改革では、行政サービスを提供するための重要な政策実施機関である独立行政法人が、本来期待される役割を十分に発揮できるよう、制度や運用の改善を図るとともに、最適な組織形態を整える必要がある。

具体的には、

- (1) 独立行政法人制度創設の経緯と趣旨を踏まえ、独立行政法人通則法の規律の在り方や運用面での抜本的な改革を行う
- (2) 個々の独立行政法人の組織見直しについては、数合わせでなく、真に政策実施機能の強化に資するもののみ実施する

ことを基本とする。これらにより、各法人の職員が意欲をもって業務に従事できる環境を整え、新たな制度・組織の下で最大のパフォーマンスが発揮されるようにする必要がある。

検討経過及び政府への要望

改革の検討にあたり、まず本年5月「行政改革推進本部 中間とりまとめ ～地に足の着いた真の行政改革のために～」がとりまとめられた。その中で、改革の進め方としては、行政改革推進本部の下に委員会を設置し、各府省・各法人などから集中的にヒアリングを実施し、独立行政法人通則法の規律の在り方、各法人の組織見直し等について検討することとされた。

これを踏まえ、本年10月に本委員会を設置するとともに、委員会の下に、3つのワーキンググループを設置した。各ワーキンググループにおいて、政

府による検討状況も聴取しつつ、主務省庁・法人から業務内容等について丁寧にヒアリングを行い、独立行政法人制度改革の課題を抽出するとともに、望ましい組織見直しの在り方について精力的な検討が進められた。各WGでのヒアリング結果については、11月28日の本委員会に報告され、各項目を議論した上で、今般、ここに報告をとりまとめるに至った。

政府においては、本報告の内容を十分踏まえた上で、制度・組織の見直し案を早急に策定し、速やかに実行に移されたい。当委員会は、引き続き政府における改革の取組状況についてフォローする。

また、今回の改革が実施された後においては、新たな枠組みの下、各独立行政法人が落ち着いて業務に専念することが肝要である。無論、行政改革は不断の取組みが必要であるが、それは政治的なパフォーマンスとして行うのではなく、元来、独立行政法人制度に組み込まれた中期目標期間終了後の業務・組織の見直しの仕組みの中で、定常的に行われるべきものである。また、独立行政法人が本来期待される役割を担っていくには、全体のメリハリをつける中であって、優秀な人材の確保など、所要な投資も必要となる。こうした意味でも、今回の改革により、国民の貴重な財産である各独立行政法人が安定的な業務環境の下で本来の成果を挙げ、国民の安心と活力を取り戻し、日本の国力の回復に大きく貢献することを期待する。

平成25年12月3日

行政改革推進本部

独立行政法人・特別会計委員会

委員長

村上 誠一郎

事務局長

宮下 一郎

1. 制度の見直しに反映すべき論点

<総論（基本的考え方等）>

- 行政改革推進本部の中間とりまとめ（平成25年5月28日）に示した「独立行政法人改革の視点」に沿って、「行革効果」と「政策効果」を最大限に引き出す観点から、制度とその運用を含めた全体の見直しをすべきである。
- 独立行政法人性悪説に立った民主党政権の制度・運用での行き過ぎた措置や非効率かつ不合理で無理な数合わせの組織見直し案については、白紙化すべきである。
- 多種多様な独立行政法人を一律に取り扱うのではなく、中期目標管理を行う法人、単年度管理を行う法人に分けた上で、業務の特性を踏まえた弾力的な運用を行うことが必要である。

<研究開発法人の取扱い>

- 世界最高水準の研究開発法人制度の創設に向け、研究開発の特性を踏まえて制度及び運用の抜本的な改善を図ることが必要である。こうした観点からヒアリングを行ってきたところ、独立行政法人制度の抜本改正の中で、研究開発法人を他の独立行政法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として明確に位置付け、その特性を踏まえた規定を設けるなど、独立行政法人制度の下でも必要な制度的手当てを行うことは可能であり、その下で運用の大幅な改善を図れば所期の目的を達成できることは概ね確認できた。
- 一方、研究開発法人を独立行政法人制度とは別の枠組みとして位置付けるべきとの議論については、いまだその対象法人の範囲が特定されないなど不明点が多いが、その是非について党内でも議論があるところであり、年末に向けて、政府部内で更に論点を整理しつつ検討・調整を進め、行政改革推進本部に適時適切に状況を報告すること。

<独法制度の運用の改善>

- 本来、独立行政法人制度では法人の柔軟・弾力的な業務運営を制度の本旨としているが、これを各種運用で縛り、法人の長がリーダーシップを十分に発揮できていない現状にある。法人を過度に統制する一律・硬直的な運

用や効率化偏重の運用については、大胆に見直し、以下のような具体的な改善方策を閣議決定等において明らかにすべきである。

- 役職員の給与水準は、運用において事実上国家公務員並びとする取扱いとなっている。卓越した人材を集め優れた成果を出すために、各法人に適した柔軟な給与・処遇体系の導入を推進すべきである。
- 自己収入については、これを法人が増加させても、運営費交付金が減額されるなど努力が報われない運用となっている。法人が自主的に自己収入増加、経費節減といった経営努力を行うインセンティブが十分機能する運用に改めるべきである。
- 調達については、透明性・適正性を前提としつつ、適切な価格競争効果をもたらさない無駄・不合理な入札は排除するなど、実態に即したより合理的な取扱いを可能とする必要がある。このため、特殊性・専門性が高いことから明らかに一者しか供給できない機器・役務の調達や極めて緊急的な調達など、本来随意契約が可能であるケースを具体化・明確化して、法人に対して示すべきである。
- 運用の弾力化を図る一方で、透明性・適正性の確保には十分留意すべきである。

<目標・評価のあり方>

- 現行制度下では、主務大臣が各法人に与える目標は、抽象的、あいまいなものが多くみられることから、実効性ある評価が困難である。法人の政策実施機能の向上のため、主務大臣が、法人のミッションを明確に示すとともに、責任をもって法人を評価し、その結果を踏まえて組織・事業の見直しを行う仕組みとすべきである。
- 現行制度は、各府省の独立行政法人評価委員会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とが二重に評価を行う仕組みであり、目標設定者である主務大臣が評価に関与せず政策責任を果たせていない一方で、法人側の事務負担も大きなものとなっている。今後の評価は、主務大臣が責任をもって行うこととし、第三者機関は中期目標期間の業績評価や組織・業務の

見直し等に限ってチェックを行うものとするべきである。これにより、評価疲れにも配慮した実効性の高い評価制度とするべきである。

<ガバナンス、組織規律その他>

- 独立行政法人は、法人の長がリーダーシップや裁量を十分に発揮しうる仕組みの下、これまで多くの成果もあげているが、残念ながら、談合や不正経理などが発生し、組織規律が緩んだケースが後を絶たない。こうした中、現行制度では、監事の権限や義務が明確でないため、監事が十分に機能していない。法人の業務運営の適正化を確保する上で、役員の不正があった場合の主務大臣への報告など監事の具体的な権限・義務の明確化や任期の見直しによる機能強化を図り、法人内部のガバナンスを強化すべきである。

- 現行の独立行政法人制度は、主務大臣による事前関与・統制を抑制した事後チェック型のスキームとなっており、違法行為に対する関与も是正要求にとどまっている。引き続き、法人の自律性・裁量性に配慮することが大切であるが、法人の業務運営の改善を確かなものとするため、主務大臣の法人に対する事後的な関与を強化することが必要である。これに関連し、行政評価・監視機能等も活用すべきである。

2. 検討すべき組織見直し案

<総務省所管>

統計センター

- 重要経済指標をはじめ各種の統計業務を行っており、役職員が争議権を行使した場合、統計結果の公表が遅延し、経済政策に多大な支障をきたすおそれがあるため、引き続き役職員の公務員身分を維持する
- ただし、廃案にはなったものの、本法人の非公務員化法案をかつて国会に提出したことがあるため、今回の方針変更について合理的に説明できるようにする必要がある。
- なお、法人自らが実施しなければならない業務を精選し、職員のスリム化を図るべきである。

<財務省所管>

造幣局、国立印刷局

- 造幣局、国立印刷局の業務は、高度な技術を基礎として通貨の信頼を確保し、経済活動・国民生活の安定を図るために重要である。争議行為により、偽造通貨への対処等の緊急時の対応が停滞することは許されず、引き続き役職員の公務員身分を維持する。
- 現在、海外通貨の製造を受注する活動等を行っているが、今後とも、積極的に取り組んでいくことが必要である。

酒類総合研究所

- 本法人については、税務行政に直結した業務に加え、今後、日本産酒類の輸出拡大など新たな政策課題にも取り組んでいくことが必要。このためには、他の研究機関、企業との連携が重要であり、柔軟かつ機動的な組織運営に適した独立行政法人として存続することが適切である。
- 輸出拡大への取組など産業振興業務については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつも焼け太りとの批判を招かぬよう、民間にも応分の負担を求めた上でその充実を図るべきである。
- 東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。

<文部科学省所管>

防災科学技術研究所、海洋研究開発機構

- 両法人の業務は地震、火山噴火等の地球科学や地球温暖化、気象等の地球環境変動の諸現象に関する研究を行うという共通性を有し、平成19年の閣議決定において統合とされた。
一方、その後、防災科学技術研究所は減災分野、海洋研究開発機構は海洋資源分野の研究開発が拡大しつつあることも踏まえ、両法人の統合の是非については引き続き検討する。

科学技術振興機構、日本学術振興会

- 両法人は、資金配分の手法が異なること、統合すると資金配分に歪みが生じ、自由な学術研究が衰退するという懸念があることなどから、統合は見送る。

教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館

- 教員研修センターと国立特別支援教育総合研究所については、インクルーシブ教育など教員向け研修の充実等のシナジーも考えられるが、ともに遠隔な立地条件にあるほか、それぞれ「ナショナルセンター」としてのプレゼンスを維持する必要性があり、引き続き独立した組織として存続させるべきである。
- 教員研修センターについては、本来、教員研修業務が文部科学省全体で取り組むべき課題であることを踏まえ、文部科学省全体で安易に肥大化しないことを前提としつつ、その機能強化のための具体策を早急に取りまとめて提示するべきである。
- 国立青少年教育振興機構を除く3法人は、規模が小さく、それぞれ単独での業務改善の余地が少ないため、国立青少年教育振興機構を受け皿とした4法人の間接業務の共同実施により、業務改善を図ることが適当であり、具体的な検討を進めるべきである。
- 国立女性教育会館については、女性教育に留まらない幅広い男女共同参画の推進に関する業務を明確に位置づけ、政策実施機能の強化の内容を関係府省で検討し、内閣府との共管化などを検討すべきである。

国立美術館、国立文化財機構

- 両法人の統合については、美術館、博物館の担う役割・使命の違い、合理化の限界などから統合は困難であり、むしろ統合に伴う費用や人員の増加も考えられることから、引き続き独立した組織としてそれぞれ存続させる。
- また、文化関係の独立行政法人を統合するとした従前の閣議決定（平成24年1月20日；両法人に日本芸術文化振興会を加えた3法人統合）を含め、数合わせ的な法人統合の問題点を明らかにすべきである。
- 文化関係の独立行政法人の行う展覧事業等の利益を経営努力として認め、現場のインセンティブを喚起する仕組みを強化するなど、制度・運用の改善を図るべきである。

大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、大学入試センター

- 大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターについては、我が国大学教育の国際通用性の確保と質の向上のため、統合する。
- 大学入試センターの民営化については、当面、大学入試改革等の議論を見守り、その上で結論を出すべきである。

<厚生労働省所管>

医薬基盤研究所、国立健康・栄養研究所

- 薬と食に関する研究の連携が促進され、健康長寿社会に寄与するという政策効果が期待できることから、両法人を統合する。
- 医療分野の研究開発の司令塔機能強化のため、新たに日本医療研究開発機構（仮称）が設立される場合は、スクラップアンドビルド原則を踏まえ、医薬基盤研究所が実施しているファンディング機能を当該新法人に移管することとし、職員数も含め公的部門の肥大化を招かないよう留意する。

国立病院機構

- 民間では提供困難なセーフティネット系医療や災害時等の緊急対応医療等の政策医療を確実に実施していく上で国の関与は外せないことから、引き続き独立行政法人の形態を維持することが適当である。
- ただし、国費に依存していないことから、利益処分については弾力化を図るべきである。
- なお、現在の当法人の職員身分は公務員型であるが、給与水準等の柔軟化のためにも、非公務員化すべきである。

労働者健康福祉機構、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構

- 労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所を統合し、労災に係る疾病や負傷の発生からそのメカニズムの解明まで一貫して把握・研究することが可能となる体制を構築する。
- 労働政策研究・研修機構は、業務の効率化・合理化を図りつつ、単独の法人として存続させる。なお、本法人においては、労働政策研究と労働行政職員研修（労働大学校）とが高い相乗効果を発揮していることから、労働大学校は国産しとせず、引き続き本法人に存置するべきである。

<農林水産省所管>

農業・食品産業技術総合研究機構、国際農林水産業研究センター、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センター、家畜改良センター

- 農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターの4法人について、基礎から応用まで一貫通貫した効率的な研究の推進や研究成果を活用した事業の高度化・効率化など、「攻めの農業」を強力に推進する観点からメリットがあることから、統合する。

森林保険特別会計、森林総合研究所

- 森林保険業務は森林総合研究所に移管し、森林保険特別会計は廃止する。その際、異常災害等のリスクに備えるため、政府による債務保証を行う。

- 森林総合研究所においては、森林保険の被保険者の利便性を低下させないよう対処するとともに、他の業務と経理を区分し、金融業務の特性を踏まえた内部ガバナンスの高度化を図る。
- また、積み立てられた積立金については、効果的な還元策を検討する。

水産総合研究センター、水産大学校

- 水産総合研究センターが持つ水産政策の基盤となる研究開発機能と、水産大学校が持つ水産産業を担う即戦力となる人材育成機能の一層の向上を図るため、上記2法人を統合する。
- 統合に当たっては、研究開発機関及び人材育成機関それぞれの組織の自立性、意思決定の独自性に配慮することが適当であり、水産大学校については、その名称、立地及び施設を維持し、同学校に代表権を有する役員を置くとともに、人材育成業務の特性に応じた評価を行うものとする。

農林水産消費安全技術センター

- BSEや事故米流通などの重大事案発生時において、争議行為により立入検査業務が停滞すると、無登録農薬、不適切な飼料、偽装表示食品等の流通を防止できず、不特定多数の消費者の健康への被害が生じるおそれがあるため、引き続き役職員の公務員身分を維持する。
- 農薬等の検査登録手数料については、検査コストに見合った適正な金額に改めるとともに、算出根拠の透明化を図る。

<経済産業省所管>

産業技術総合研究所、情報処理推進機構、経済産業研究所

- 3法人は、機能、業務、性格が全く異なるため統合は困難であり、引き続き独立した組織としてそれぞれ存続させる。
- また、3法人を統合するとした閣議決定（平成24年1月20日）については、非効率かつ不合理な数合わせ的法人統合の問題点を明らかにすべきである。
- 産業技術総合研究所及び情報処理推進機構は情報関連の業務において、総務省所管の情報通信研究機構との連携協力を一層強化する。

日本貿易保険、貿易再保険特別会計

- 国が日本貿易保険から再保険を引き受ける業務は廃止し、これに伴って貿易再保険特別会計は廃止する。この場合、日本貿易保険に対して政府保証の措置を講じることとする。
- また、貿易再保険特別会計の廃止と合わせ、日本貿易保険については、経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。この場合、国の政策意図の反映が損なわれることがないよう主務大臣の監督権限等の規定が必要である。
- なお、特殊会社への移行に当たっては、保有資産の問題について検討することが必要である。

製品評価技術基盤機構

- 化学物質管理関連業務等を行っており、役職員が争議権を行使した場合、政府が講じる国際条約上の権限行使に支障をきたすおそれがあるため、引き続き役職員の公務員身分を維持する。

<国土交通省所管>

土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所

- 輸送産業における国際競争力の強化や海洋における再生エネルギーの開発など日本再興戦略に位置付けられた政策を着実に実行するためには、国際輸送に関連する研究開発等を一体的に実施する体制が不可欠であることから、海上技術安全技術研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を統合し、船舶や航空機に対する管制能力の向上を図り港湾・空港施設におけるオペレーションの効率化を図るほか、浮体式洋上風力発電の商業化を実現するなど、政策効果の最大化を図るべきである。その際、他の研究開発機関との共同研究に支障が生じないように配慮するものとする。
- なお、国土交通省は、省庁再編によるメリットを生かし、旧建設省、旧運輸省等の枠組みを超えて、同省の横断的な重点施策「国際競争力強化による経済活性化」等の実現を図る必要があるとあり、技術政策を総合的に実施すべく、同省が所管する研究開発法人のより一層の連携強化を図るべきである。

海技教育機構、航海訓練所

- 海技教育機構で行う座学と航海訓練所で行う実習訓練が一体となり、より質の高い船員教育・訓練の実施につながり、効率的・効果的な船員養成が可能となるため、両法人を統合する。
- なお、統合に際し、日本人船員の育成・確保の充実につながるよう商船系大学・高専、海運業界との現場レベルでの連携・協力の強化も併せて検討する。

自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

- 自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所については、国の基準策定を支援する研究から、新車、使用過程車の審査、リコール検証まで一体となった効率的・効果的な業務実施が可能となるため、統合する。
- なお、交通安全環境研究所の研究部門はインフラの海外輸出振興において重要性が増していることから、統合に当たっては、研究開発業務上の特性を損なわぬよう名称・評価・区分経理等について弾力的に対応する。

自動車事故対策機構

- 被害者援護業務については、自動車事故の重度の被害者の治療・看護を行っており、今まで果たしてきた功績は大きい。安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも充てていくことが適当である。
- 自動車アセスメント業務については、消費者による選択を通じた安全性能の高い自動車の普及促進を図るものであり、消費者の立場、被害者の立場に立った機関である自動車事故対策機構で引き続き行い、安全指導業務の民間移管、合理化によって生ずる経営資源を、同業務の充実にも当てていくことが適当である。
- 安全指導業務については、運輸業者の交通安全意識をより高めるため、運輸業の事業者団体などに重点をおいて、民間参入をより一層促進すべきである。

自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定

- 自動車検査登録業務のうち、登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管し、これに伴い、所要の人員を同法人に移管する。
- 平成29年度までに自動車保有関係手続のワンストップサービスを抜本的に拡大するとともに、新技術に対する検査の効率化を進め、体制のスリム化や手数料の引下げを含め、業務の効率化・合理化の成果を国民に還元させる。
- 上記の取組を前提に、引き続き受益と負担の関係を明確にさせるため、自動車安全特別会計自動車検査登録勘定は存続させる。
- 今後とも、無駄の排除を徹底するとともに、区分経理の必要性等につき不断の見直しを行う。

都市再生機構

- 都心居住推進のために建設された都心部のタワーマンション等は、その役割を既に終了していることから、上下分離方式（サブリース）の導入によりURの収益改善に貢献させた上で、民業補完の徹底の観点から将来的に売却すべきである。
- 一方、高齢者や子育て世帯等のための住宅セーフティネットとして活用されることが期待される賃貸住宅については、その持続的な経営を図るためにも、健全な財務構造の確立が必要であり、金利上昇や老朽化などの財務上の課題を克服し、13兆円の有利子負債の縮減に向け、家賃の適正化及びコスト削減等による収支構造の見直し、低収益資産の整理など徹底した経営改善を行うべきである。
- 関連会社・関連公益法人については、UR本体との契約のあり方、役割や組織のあり方を整理した上で、大幅な整理合理化を行うべきである。
- ニュータウンを含む大都市圏近郊において今後急速な高齢化が見込まれる中、URの団地を地域の拠点として活用することも検討すべきである。
- 上記の改革を進めるにあたっては、金利上昇等を想定した上で、5年、10年、20年先を区切った具体的な経営改善計画を作成するとともに、民間出身の役職員の活用拡大を含め、民間の経営感覚を持った実施体制を構築するべきである。

- 復興支援については、UR改革の推進にも配慮しつつ、体制を強化すべきである。
- 以上について、具体的な達成の時期・方法を速やかに検討し、平成26年上期までに、行政改革推進本部に報告を行うべきである。

<防衛省所管>

駐留軍等労働者労務管理機構

- 駐留軍等労働者の労務管理等において高度な機密を含む文書を取り扱っており、在日米軍の部隊運用に支障が生じないように、秘密の保持、政治的中立性の確保、争議行為の禁止等が必要であることから、引き続き役職員の公務員身分を維持する。
- 組織・業務は、本部組織と支部組織をそれぞれ見直すことや国家公務員身分の非常勤職員の活用など、更なる効率化を行う。

<内閣官房健康・医療戦略室>

日本医療研究開発機構（仮称）

- 政府は、現在、複数省庁・法人で実施している医療分野の研究開発に係るファンディング業務を新法人に一元化する方針を示している。
しかし、現時点では一元化の必要性や施策の統合効果があるのかどうか不明であり、その是非を判断するには、この点を十分に確認する必要があるほか、新法人の組織や職員数が既存の独立行政法人等からスクラップアンドビルド原則を確保した形で移管されているか確認する必要がある。

(参考1)

独立行政法人・特別会計委員会 審議経過

独立行政法人・特別会計委員会

第1回

(日 時) 11月14日(木) 9:00~10:00

(議 題) ○組織構成
○今後の運営について

第2回

(日 時) 11月28日(木) 11:00~12:00

(議 題) ○制度見直しに反映すべき論点、検討すべき組織見直し案

第3回(ヒアリング)

(日 時) 11月29日(金) 10:30~12:00

(議 題) ○研究開発法人の制度・運用について

ワーキンググループ

【第1ワーキンググループ】

第1回ヒアリング

(日 時) 11月11日(月) 15:00~17:20

(議 題) ○研究開発法人の制度・運用について
○防災科学技術研究所/海洋研究開発機構
○科学技術振興機構/日本学術振興会

第2回ヒアリング

(日 時) 11月18日(月) 16:00~17:45

(議 題) ○研究開発法人の制度・運用について
○土木研究所/建築研究所/海上技術安全研究所/港湾空港技術研究所/電子航法研究所

第3回ヒアリング

(日 時) 11月25日(月) 15:00~16:30

- (議 題) ○農業・食品産業技術総合研究機構／国際農林水産業研究センター／農業生物資源研究所／農業環境技術研究所／種苗管理センター／家畜改良センター
○医薬基盤研究所／国立健康・栄養研究所
○日本版NIHの検討状況について

【第2ワーキンググループ】

第1回ヒアリング

(日 時) 11月11日(火) 12:30~13:30

- (議 題) ○教員研修センター／国立特別支援教育総合研究所／国立青少年教育振興機構／国立女性教育会館
○国立病院機構

第2回ヒアリング

(日 時) 11月13日(水) 16:00~17:45

- (議 題) ○大学評価・学位授与機構／国立大学財務・経営センター／大学入試センター
○国立美術館／国立文化財機構
○労働者健康福祉機構／労働安全衛生総合研究所／労働政策研究・研修機構

第3回ヒアリング

(日 時) 11月20日(水) 16:00~17:45

- (議 題) ○産業技術総合研究所／情報処理推進機構／経済産業研究所
○貿易再保険特別会計／日本貿易保険
○製品評価技術基盤機構
○統計センター
○独立行政法人制度の見直しについて

【第3ワーキンググループ】

第1回ヒアリング

(日 時) 11月11日(月) 14:00~15:30

- (議 題) ○水産総合研究センター／水産大学校
○森林保険特別会計
○航海訓練所／海技教育機構

第2回ヒアリング

(日 時) 11月18日(月) 15:00~16:30

- (議 題) ○自動車検査独立行政法人／交通安全環境研究所／自動車事故
対策機構
○自動車安全特別会計・自動車検査登録勘定
○酒類総合研究所

第3回ヒアリング

(日 時) 11月25日(月) 14:00~15:15

- (議 題) ○都市再生機構
○造幣局／国立印刷局
○農林水産消費安全技術センター
○駐留軍等労働者労務管理機構
○独立行政法人制度の見直しについて

(参考2)

行政改革推進本部
独立行政法人・特別会計委員会

委員長 村上 誠一郎

事務局長 宮下 一郎

第1WG 主査 西田 昌司
副主査 安藤 裕 松本 洋平
岩井 茂樹 熊谷 大

第2WG 主査 うへの賢一郎
副主査 武村 展英 藤井 比早之 村井 英樹

第3WG 主査 御法川 信英
副主査 鈴木 馨祐 山下 貴司

